

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和四年度

十二月期 百分の百六十 ↓ 百分の百六十五

(2) 令和五年度

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百六十二・五

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百六十二・五

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和四年十二月二十六日から施行することとした。ただし、1の(2)は、令和五年四月一日から施行することとした。